

公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会感染症予防衛生隊
の組織及び運営に関する規則

平成14年4月12日制定

(目的)

第1条 この規則は、神奈川県における感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）に基づく主として二類感染症又は三類感染症をいう。）の予防及びそのまん延を防止するため、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会（以下「協会」という。）の会員をもって感染症予防衛生隊（以下「衛生隊」という。）を組織し、その円滑な運営を図ることによって県民の健康を確保し福祉に貢献することを目的とする。

(業務)

第2条 衛生隊は、前条の目的達成のため次の業務を行う。

- (1) 関係行政機関又は県民の要請により、感染症の病原体に汚染された場所或いは汚染された疑いのある場所について消毒を行う。
- (2) 関係行政機関又は県民の要請により、感染症の病原体に汚染され或いは汚染された疑いのあるねずみ族、昆虫等が存在する区域について、当該ねずみ族、昆虫等を駆除する。
- (3) 前項の業務を行うに当たっては感染症予防法の基本理念に沿うものでなければならない。また、殺菌消毒現場では監督者の指示に従い、感染症対応マニュアル（平成16年3月、社団法人日本ペストコントロール協会）に定める作業手順、殺菌消毒方法等により行う。

(組織)

第3条 衛生隊は、会員の中から第2条の業務を行うに必要な知識及び技能を有する感染症予防責任者（以下「責任者」という。）を置き、かつ、二次感染防止のための装備及び設備を有するものとして理事会が認め、協会に登録された者で構成し、その組織及び体系は図-1のとおりとする。

(登録)

第4条 衛生隊を希望する会員は、別に定める細則により登録しなければならない。

(研修)

第5条 責任者は、業務に必要な知識及び技能の向上を図るため協会が行う研修会又はそれに相当する講習会を年1回以上受講しなければならない。

(登録の抹消等)

第6条 次に掲げる各号に該当するときは、理事会はその是正を求め又は衛生隊の登録を抹消することができる。

- (1) 感染症予防法の基本理念に反する行為を行ったとき
- (2) 第3条の規定にそぐわなくなったとき

(3) 公共の福祉に反し、本会の名誉を傷つけたとき

(4) 当該規則を遵守しなかったとき

(衛生隊経費の支弁)

第7条 衛生隊が第2条の業務を行った場合、その経費は協会が負担する。ただし、金額は理事会で定める。

附 則 この規則は、平成14年4月12日から施行する。

